

「第5次兵庫県環境基本計画(仮称)」 骨子(案) 1. 社会・経済・環境の現状と課題、見直しの方針

社会・経済の情勢

- 人口減少・少子高齢社会の到来と地域創生の実現
 - 都市部への人口集中、人口の偏在化
 - 地域コミュニティの弱体化、担い手の減少
 - 耕作放棄地・手入れの不十分な森林の拡大、獣害の拡大
- 老朽化する社会インフラの適切な維持・更新
 - 高度成長期に導入されたインフラの更新が大きな課題
 - 公共事業への投資力低下
- IoT、AIなどの技術革新の進展
 - ICTの活用による安心・安全な社会の実現や利便性向上
 - 効率化等による環境課題への貢献が期待
- 地球規模の環境の危機
 - 人間が安全に活動できる範囲を越えるレベル(気候変動、土地利用変化、生物圏の一体性、生物地球化学的循環)
- 国際社会・経済の多極化と複雑化
 - アフリカやアジアの成長、資源・エネルギー・水・食料の需要拡大
- 地球規模での温暖化の進行
 - 集中豪雨の増加、生物多様性の喪失
- 「持続可能な開発目標」(SDGs)の採択
 - 17のゴール、地球環境に関わる課題に係るゴールが提示

第4次計画策定後の環境を取り巻く政策・枠組の変遷

- H27年6月：G7エルマウサミット
 - 海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画が策定
- H27年10月：改正瀬戸内海環境保全特別措置法公布
 - 基本理念(瀬戸内海をその多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海(里海)とする)の追加
- H27年11月：気候変動の影響への適応計画閣議決定
 - 政府として初の適応計画
 - 緩和策を進めても世界の平均気温が上昇すると予測
- H28年5月：地球温暖化対策計画閣議決定
 - 国の2030年度温室効果ガス削減目標(2013年度比▲26%)を設定
- H28年11月：パリ協定発効(採択はH27.12)
 - 世界共通の目標として産業革命前からの温度上昇を2℃未満に設定(1.5℃を努力目標)
 - すべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新
- H28年5月：G7富山環境大臣会合
 - 富山物質循環フレームワーク(資源効率性向上・3R推進)が採択
- H29年11月：気候変動枠組条約締約国会議(COP23)
 - パリ協定に基づく各国の削減目標が妥当かを検証する仕組みを2018年から試行
 - 2018～19年に先進国の削減目標の達成状況や途上国支援の進捗を検証
- H30年2月：気候変動適応法案閣議決定
 - 自治体に適応計画の策定を努力義務化

兵庫県・個別計画の進展

- H28年4月：バイオマス活用推進計画
 - 最重点の木質系バイオマス(間伐材)の積極的な利活用
 - バイオマス発生量(食品ロス)の削減
- H28年3月：新環境学習環境教育基本方針
 - ふるさと意識の醸成や生物多様性等の視点を追加
- H28年10月：瀬戸内海の環境の保全に関する県計画
 - 改正法の基本理念にのっとり、新たに「沿岸域環境の保全・再生・創出」、「水質の管理」、「文化的景観の保全」、「水産資源の持続的な利用の確保」の項目を追加
- H29年3月：地球温暖化対策推進計画
 - 2030年度を目標年度とし、温室効果ガス削減目標、再生可能エネルギー導入目標を設定
 - 適応策基本方針を策定
- H29年4月：鳥獣保護管理事業計画
 - 対象鳥獣の変更(ツキノワグマ：保護計画→管理計画)
- H30年度上期(予定)：廃棄物処理計画
 - 重点取組の設定、災害廃棄物処理計画の策定(予定)

顕在化する環境課題

- 地球規模での環境問題
 - 地球温暖化により頻発する異常気象・大規模災害、生物多様性の危機
 - 米国の「パリ協定」からの離脱表明
 - マイクロプラスチック等の海洋ごみによる海洋及び沿岸の生物と生態系への影響
- 身近な環境課題
 - 野生鳥獣による農林業被害
 - 瀬戸内海における栄養塩類の減少等の環境変化
 - ツキノワグマの人里への出没
 - ヒアリ等の危険な特定外来生物の新たな侵入
 - 人口減少社会における里地・里山の保全・再生
 - PM2.5の近隣諸国からの越境移流
 - 使用建築物の解体件数がピークを迎えるアスベスト対策
 - 環境影響が未解明な未規制化学物質等への対策
- エネルギー問題を踏まえたライフスタイルの転換
 - 原発の稼働率低下と火力発電割合の増加
 - 温室効果ガス削減の観点からの省エネルギーへの取組

見直しの方針(案)

第5次兵庫県環境基本計画(仮称)の構成

- 展望時期は上位計画である21世紀長期ビジョンと同様の2040年頃とし、計画期間は概ね10年間(2030年度まで)とする。
 - 第4次計画の体系^{※1}は県民・事業者・NPO等の各主体にわかりやすく整理されており、今回の見直しにおいても継承する。
- ※1 環境の施策分野を「低炭素」「自然共生」「循環」「安全・快適」の4つの要素で整理し、県民の活動の「場」として「暮らし」「しごと」「まち」「さと」の4つの場を設定。環境課題への全県的な対策に併せ、各主体が協働し、地域の特徴を生かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤とする。
- 基本理念は、今後の議論において、変更の要否も含めて検討する。

《第4次計画の基本理念》

地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現

施策展開の視点

視点1 分野横断的な取組の推進

- 環境・経済・社会の統合的向上
 - ESG投資(環境・社会・企業統治)、グリーンボンド(グリーンプロジェクトの資金調達のための債権)、グリーンインフラ等
- 環境の視点からの地域創生の実現
 - 地域資源を生かした活性化等
- 対話と連携・ネットワークの重視
 - 課題解決のための多様な主体の協働(流域、水系での取組)
 - 自立・分散型の地域社会、地域循環共生圏
 - 住民合意形成のプロセスの重視(五色沖洋上風力発電事業等)等
- 持続可能な社会づくりを先導する人材育成の強化
 - 実践・事業化できる人材、シニア世代の活躍支援等
- 技術革新(イノベーション)の普及・活用
 - 最先端の科学技術の積極的な組み込み
 - 革新的技術・先導的システムの海外諸国へ提供等

視点2 SDGsの考え方の活用

- あらゆる利害関係者(ステークホルダー)や当事者の全員参加型
- 一つの行動が複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィット
- あるべき未来像から逆算して現在すべきことを考えるバックキャストिंग

視点3 メリハリのある指標の設定による適切な進捗管理

- 適切な指標の選定や重み付け
- 明確で客観的な評価基準の設定

「低炭素」～CO₂排出をできる限り抑え地球温暖化対策を推進する～

目指すべき「低炭素」の将来像

- (1) 日常生活や経済活動において、省エネ型ライフスタイルの定着とあわせ、温室効果ガスの排出の少ない仕組みが浸透している
- (2) 再生可能エネルギーが地域特性に応じて大量に導入され、エネルギー需給に主要な役割を果たしている
- (3) 森林の整備が進み、CO₂の吸収源としての機能が強化されている
- (4) 交通・移動手段や建築物などの低炭素化により、環境と共生するまちづくりが進んでいる
- (5) 県民・事業者・団体・行政等各主体の参画と協働のもと、長期的な温暖化の影響評価を踏まえた県独自の適応策が進んでいる

環境の現況

- 〈温室効果ガス排出量の推移〉
- 2015(H27)年度の県内の温室効果ガス排出量(速報値)は71,618千t-CO₂で、基準年度(2013年度)比▲4.7%減
 - 部門別では、産業▲2.9%、業務▲9.3%、家庭▲9.6%、運輸▲5.9%と、各部門での省エネ等の取組が進捗
- 〈再生可能エネルギーの導入状況〉
- H28年度の再生可能エネルギーによる発電量は、H23年度の2.9倍
 - 固定価格買取制度や再生可能エネルギー相談支援センターの充実等により非住宅用太陽光発電を中心に大幅な増加
- 〈CO₂吸収源としての森林機能の整備〉
- 国造林施策の切捨間伐から搬出間伐への転換により、間伐が遅れており、一層の取組が必要
- 〈東日本大震災後の省エネ対策〉
- 電力需給の予備率確保により、H28以降は節電の数値目標を設定していない

今後の環境施策の展開に向けた課題

- 〈温室効果ガス排出削減〉
- 各部門での取組は進んでいるが、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26.5%削減する目標を達成するためには、一層の削減取組が必要
- 〈再生可能エネルギーの導入拡大〉
- 大規模太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの導入促進
 - 地域特性に配慮した再生可能エネルギーの導入促進
- 〈CO₂吸収源としての森林の機能強化〉
- 条件不利地等における間伐推進(森林環境譲与税の活用)
- 〈低炭素型まちづくりの推進〉
- エネルギーを効率的に使用するスマートシティの推進
 - 環境に配慮した建築物の普及促進
- 〈適応策の推進〉
- 科学的知見の不足、把握・検証・評価方法の確立

《具体的な取組の方向》

※下線部は現計画から追加した項目

(1) 日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減

- 低炭素型の経済活動の推進
 - 条例・要綱に基づく排出抑制の推進、省エネルギー設備導入の推進
 - フロン類回収の推進、メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄等に関する取組
 - 県産農林水産物の生産振興と県産県消の推進、環境配慮型製品等の流通拡大 等
- CO₂排出の少ないライフスタイルへの転換
 - 省エネ行動の推進、住宅の省エネ性能の向上
 - 地域に根ざした取組の推進、うちエコ診断等による家庭のCO₂排出量の「見える化」促進
 - 県産農林水産物の消費促進、グリーン購入等の推進 等

(2) 再生可能エネルギーの導入拡大

- 再生可能エネルギーの導入拡大
 - 太陽光発電・小水力発電・バイオマス発電・風力発電等の導入拡大
 - 温泉や工場排熱を利用したバイナリー発電や潮流発電等の導入可能性検討
 - 再生可能エネルギーを活用した地産地消型水素利活用の可能性検討
 - イノベーションによる新産業の創出が期待できるプロジェクトの研究開発段階への支援
 - 太陽光発電施設等と地域環境との調和(良好な環境や安全な県民生活の確保) 等

(3) CO₂吸収源としての森林の機能強化

- 吸収源としての森林整備
 - CO₂吸収機能も含めた森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備の推進 等
- カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進
 - 県産木材の供給体制の確立・利用拡大、森林の適正管理 等

(4) 低炭素型まちづくりの推進

- 都市の低炭素化促進、ヒートアイランド対策の推進
 - 住宅やまちの低炭素化、省資源化、エネルギー自給、自然環境や生物多様性の保全再生
 - 建築物による環境への負荷の低減、建物の屋上緑化・都市緑化の推進 等
- 環境に配慮した交通の実現
 - 電気自動車や燃料電池自動車等の低公害車の普及と水素ステーションや充電器の整備推進
 - 公共交通の利用、モーダルシフトの促進、エコドライブの推進 等

(5) 温暖化からひょうごを守る適応策の推進

- 「適応策基本方針」の推進
 - 地球温暖化の影響に備え、対処する「適応策」に取り組む「適応策基本方針」の推進 等
- 「適応計画」の策定
 - 長期的な温暖化の影響評価を踏まえた県の具体的な適応策の目標等を示す「適応計画」の策定 等

「自然共生」～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～

目指すべき「自然共生」の将来像

- (1) 「生物多様性ひょうご戦略」の推進により、生物多様性保全に対する県民の意識が高まり、豊かな生態系が保たれている
- (2) 野生動物の適正な保護・管理が行われ、人と野生動物が共生している
- (3) さまざまな担い手により、里地・里山・里海が適切に管理され、健全に水や物質が循環する豊かな自然が保全・再生されている
- (4) 人と自然とのふれあいの場が充実し、身近に自然の豊かさを感じることができる

環境の現況

- 〈生物多様性の現状〉
 - H28年度までに76の生物多様性保全プロジェクトを選定
 - ヒアリ等の危険な特定外来生物の新たな侵入をはじめ、外来生物による生態系への影響が顕在化
- 〈野生鳥獣の保護・管理〉
 - H28年度末の県内のシカ推定生息数は112,000頭であり、年間45,000頭のシカ捕獲を実施中
 - ツキノワグマによる人身被害が増加
- 〈里地・里山・里海の保全と自然再生〉
 - 森林管理100%作戦による間伐実施や里山林の再生により、森林の公益的機能が向上
 - 瀬戸内海での漁獲量が減少し、最盛期の半分以下になるなど、海の生産力の低下が危惧
 - 農山漁村ボランティアの活動が活発化
 - 「いなみ野ため池ミュージアム」に代表される水辺の環境づくりが展開

今後の環境施策の展開に向けた課題

- 〈生物多様性の保全〉
 - 保全の優先度を明確にした対策の推進
 - 外来生物対策の強化による地域の生態系の保全
- 〈野生鳥獣の適正な保護・管理〉
 - 農林業被害額は減少傾向にあるが、被害が増加している集落は依然としてあり、地域の実態に応じた対策が必要
 - 森林動物研究センターの研究等を踏まえた個体数管理
 - 獣害対策の関連情報管理へのICTの活用
- 〈里地・里山・里海の保全・再生〉
 - 人口減少下における持続可能な里地・里山の適切な管理
 - 広葉樹林化等による森林の公益的機能の発揮
 - 豊かで美しい海の再生に向けた健全な物質循環の確保と生物が豊富で水質浄化能力の高い藻場・干潟等の浅海域の生息環境の保全・再生
- 〈人と自然とのふれあい〉
 - 活動団体に対する学習、情報交換の場の提供

《具体的な取組の方向》

※下線部は現計画から追加した項目

(1) 生物多様性の保全

- 生物多様性の保全の総合的推進
 - 「生物多様性ひょうご戦略」に基づく生物多様性保全の推進
 - レッドデータブックによる希少種の保全
 - コウノトリの野生復帰、ラムサール条約湿地の保全等による豊かな生態系の保全 等
- 外来生物対策の推進
 - 外来生物の早期発見、防除指針による適正な防除
 - 未定着の特定外来生物対策の推進 等
- 公共事業等における環境への配慮
 - 環境配慮型技術や工法を用いた公共事業等の推進 等
- 環境に配慮した農業の推進
 - 化学肥料や農薬の使用を低減した農産物生産の推進
 - 「コウノトリ育む農法」等による生き物と共生できる環境づくり 等

(2) 野生鳥獣の適正な保護・管理

- 野生鳥獣の適切な保護・管理
 - ワイルドライフ・マネジメントによるシカ、イノシシ、クマ、サル、カワウ等の対策の推進
 - シカ捕獲個体の有効活用、狩猟者・専門的捕獲技術者の確保と育成、GISシステム活用による獣害対策の強化
 - アライグマ・ヌートリア等の外来生物対策の強化 等

(3) 里地・里山・里海の保全・再生

- 県民総参加の森づくりの推進等、里地・里山の適切な管理
 - 森林管理100%作戦による間伐の推進、里山林の再生
 - 多様な担い手による森づくり活動の推進、里地・里山の適切な管理
 - 農山漁村ボランティア活動の拡大
 - 保安林・林地開発許可制度による森林の管理、森林病虫害の防除 等
- 健全な物質循環の確保による豊かで美しい海づくり
 - 藻場・干潟等の再生及び創出、海底ごみ等の除去、海底耕うん等による海底改善
 - 適切な栄養塩管理等による生物多様性及び生産性の確保
 - 豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策(環境に配慮した護岸、海域の窒素・りん濃度の下限値設定等)の検討 等

(4) 人と自然とのふれあい

- 自然とのふれあいの推進
 - 自然とのふれあいの場の整備、山陰海岸ジオパークの取組推進
 - 瀬戸内海国立公園六甲地域の活性化 等
- 県民への普及啓発
 - 自然保護指導員による指導・啓発、県民の参画による自然環境保全
 - ひょうご森のまつりの開催 等

「第5次兵庫県環境基本計画(仮称)」 骨子(案) 2. 今後の環境施策の具体的な取組の方向 (3)

「循環」～ものを大切に、天然資源の使用をできる限り少なくする～

目指すべき「循環」の将来像

- (1) 天然資源への依存度の少ない生活や経済活動が進み、廃棄物の発生が少ない社会システムが確立している
- (2) 発生した廃棄物も、資源やエネルギーとして回収され、再利用されるリサイクルシステムが構築されている
- (3) 地域で発生したバイオマス資源が地域の中で地産地消される地域循環圏が構築されている
- (4) やむを得ず発生した廃棄物が適正に処理され、安全かつ確実に最終処分されている

環境の現況

〈一般廃棄物の現状〉

- H27年度の県民1人1日当たりのごみ排出量は892g(全国18位)、再生利用率は16.6%、最終処分量はH23年度比13.3%減

〈産業廃棄物の現状〉

- H27年度の産業廃棄物の排出量は24,449千t/年でH22年度比3%増、再生利用率は43.4%、最終処分量はH22年度比40.5%減

〈リサイクルの状況〉

- 容器リサイクル法対象10品目の分別回収は、県内全41市町で実施
- 容器包装廃棄物分別収集率は39%と取組が進捗

〈バイオマスの利活用〉

- ひょうごバイオマスecoモデル登録数が増加(H28:62件)

今後の環境施策の展開に向けた課題

〈廃棄物の発生抑制・再使用〉

- 廃棄物の最終処分は、環境への負荷が大きいことから、最終処分量の削減を推進
- 一般廃棄物の発生抑制(家庭系ごみ・事業系ごみ)
- 食品ロスの削減
- 産業廃棄物の発生抑制(多量排出事業者への指導)

〈廃棄物の再生利用〉

- 再生利用の推進(分別の取り組みが遅れている容器包装、紙類)
- 高効率ごみ発電などによる廃棄物からの効率的なエネルギー回収

〈未利用資源の利活用〉

- 食品廃棄物等の未利用資源の利活用

〈廃棄物の適正処理〉

- 廃棄物の不法行為に対する厳格な対応

《具体的な取組の方向》

※下線部は現計画から追加した項目

(1) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進

□リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進

- ライフスタイルの変革、「スリム・リサイクル宣言の店」制度の推進
- 食材の使い切り、食べ残しをしない食べ切り、生ごみの水切りの「3キリ運動」などによる食品ロス削減の推進
- リユースの促進、グリーン購入等の推進、環境配慮型製品等の流通拡大
- 産業廃棄物多量排出事業者による排出抑制 等

□循環型社会の担い手づくり

- 「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施、環境学習・教育の展開 等

(2) 質の高いリサイクル(再生利用)の推進

□質の高いリサイクル(再生利用)の推進

- 廃家電回収システム(兵庫方式)の体制強化、使用済小型電子機器等のリサイクルの促進
- 集団回収・店頭回収の促進、容器包装廃棄物の分別収集の促進
- オフィス等の古紙回収システムの構築
- 建設廃棄物等の再資源化
- 焼却灰等のセメント原料化の推進 等

□循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進

- 高効率ごみ発電施設の導入促進 等

(3) 廃棄物系バイオマスの利活用の促進

□廃棄物系バイオマスの利活用の促進

- 廃棄物由来のバイオマスを利用する発電施設の導入促進
- 食品残渣等の飼料化・堆肥化による地域での資源循環モデルの推進
- 下水汚泥の有効活用 等

(4) 適正処理対策の推進、適正処理体制の整備

□廃棄物の適正処理の推進

- 排出事業者・処理業者に対する適正処理指導
- 無許可廃家電等回収業者への対応強化
- 漂流ごみ・海底ごみの回収処理ルートの確立 等

□廃棄物の適正処理体制の整備

- ごみ処理の広域化、大阪湾フェニックス事業の推進
- 産業廃棄物処理業者優良認定制度の運用、廃棄物処理施設の監視 等

□不法投棄対策の推進

- 「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」による規制
- 「廃棄物エコ手形制度」の推進 等

「第5次兵庫県環境基本計画(仮称)」 骨子(案) 2. 今後の環境施策の具体的な取組の方向 (4)

「安全・快適」～水や空気のきれいな安全・快適空間をつくる～

目指すべき「安全・快適」の将来像

- (1) 水や空気がきれいで、快適な生活環境が確保されるとともに、行政等から適切に情報が提供され安心して暮らすことができている
- (2) 県民自らが環境の美化に取り組み、ごみが捨てられていない美しい環境が確保されている
- (3) 化学物質等のリスクについて調査・研究が進み、人の健康や環境へ及ぼす影響の未然防止対策が進むとともに、迅速な情報提供の体制が整っている
- (4) 自然災害に備えた安全・安心な生活環境づくりのための整備が進んでいる

環境の現況

- 〈大気・水環境の状況〉
 - PM2.5も含め県内の大気汚染物質濃度は改善傾向
 - 河川・地下水は概ね環境基準を達成しているが、大阪湾、播磨灘の一部海域ではCODの環境基準が未達成
- 〈廃棄物の適正処理の確保〉
 - 10トン以上の不法投棄は、件数・量ともに減少傾向
- 〈有害化学物質の状況〉
 - 予防原則に基づき、法規制対象外の化学物質のうち、健康への影響のおそれがあり、国際的に対策が検討されている物質について実態調査を実施
- 〈放射性物質の状況〉
 - 本県の空間放射線量モニタリングの状況は、東日本大震災前後において目立った変化はない
- 〈自然災害の発生〉
 - H26年豪雨災害等による表層崩壊

今後の環境施策の展開に向けた課題

- 〈大気・水環境の改善〉
 - 移流汚染対策も含めた効果的なPM2.5対策
 - 一部海域におけるCODの環境基準達成に向けた対策
- 〈廃棄物の適正処理〉
 - 廃棄物の不法行為に対する厳格な対応
- 〈化学物質等のリスク管理〉
 - PCB廃棄物適正処理の推進
 - 人の健康や環境に及ぼす影響の調査・研究
 - 放射性物質の継続的なモニタリングと適切な情報提供
- 〈自然災害への備え〉
 - 緊急防災林整備による災害緩衝林の整備、土砂流出の抑制
 - 災害廃棄物処理の体制づくり

《具体的な取組の方向》

※下線部は現計画から追加した項目

(1) 水や空気がきれいで快適な生活環境

- 大気環境の保全、公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止
 - ディーゼル自動車等運行規制、エコドライブの推進
 - 光化学スモッグ対策の推進、PM2.5対策の推進、県民への情報提供
 - 水質総量削減計画の推進、土壌汚染対策の指導 等
- 身近な生活環境の保全
 - 自動車騒音、新幹線騒音、航空機騒音の監視・結果の公表 等
- 公害防止体制の適切な運用
 - 工場等における公害防止組織の整備促進
 - 環境保全協定に基づく規制・指導、情報の公開 等

(2) ごみが捨てられていない美しい環境

- 県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進
 - 「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施
 - 環境学習・教育の展開
 - 海岸漂着ごみ対策の推進 等
- 不法投棄対策の推進
 - 「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」による規制
 - 「廃棄物エコ手形制度」の推進 等

(3) 化学物質等への対策

- 化学物質対策等の推進
 - アスベスト対策の推進
 - PCBの適切な処理の推進
 - 水銀の適切な処理の推進
 - 化学物質排出移動量届出(PRTR)制度の推進
 - 予防原則に基づく排出基準未設定化学物質の実態調査 等
- 放射性物質に関するモニタリング
 - 空間放射線量の監視 等

(4) 自然災害に備えた安全・安心な生活環境づくり

- 災害に強い森づくりの推進
 - 流木・土石流被害軽減のための災害緩衝林の整備
 - 里山防災林、針葉樹林と広葉樹林の混交整備による森林の防災機能強化
- 防災・減災の社会基盤整備
 - 防災公園や防災緑地の整備による自然環境と防災機能の両立 等
- 災害廃棄物処理の体制づくり
 - 市町相互応援協定・民間応援協定の締結
 - 市町災害廃棄物処理計画の策定・仮置場候補地の選定 等

「地域力」～あらゆる主体が連携して、それぞれの地域の特徴を生かして環境保全・創造に向けて協働する～

目指すべき「地域力」の将来像

- (1) 持続可能な社会の実現を目指す人づくり
- 乳幼児期からシニア世代まで、自分の身近な環境から持続可能な社会づくりについて学び、体験する環境が整っている
 - 民間団体がネットワーク化され、より高い水準で環境体験や環境学習が提供されている
 - 地域に根ざした活動が積極的に展開し、人づくり・地域づくりの取組が面的広がりを持って進められている
- (2) 環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進
- 環境負荷の小さい工業製品や農林水産物、サービスなどが新たな付加価値として市場で評価され、環境配慮型の製品・サービスを選択し評価する社会システムが構築されている
 - 事業者が主体的に環境負荷の低減に取り組み、環境への影響やリスクなど、環境情報がわかりやすい形で県民に届けられ、安心して暮らすことができる社会が整っている
- (3) 様々な主体との協働による取組の推進
- 自発的に環境活動に参加できる受け皿が多数整備され、多くの県民が環境活動への参画、環境保全活動に取り組んでいる
 - 最新の研究結果や動向などが県民へわかりやすい形で提供され、県の環境関連施策の展開に効果的に活用されている

〈県内各地域の特徴的な環境保全・創造取組〉

- 都市山「六甲山」における生物多様性の保全(神戸地域)
- 尼崎 21 世紀の森構想(H14.3～)(阪神地域)
- 北摂里山博物館構想(H23.9～)(阪神地域)
- いなみ野ため池ミュージアム(H14～)(播磨地域)
- 北はりま田園空間博物館(H14～)(播磨地域)
- しそ森林王国(H1.4～)(播磨地域)
- 水辺の環境学習(播磨地域)
- コウノトリ野生復帰プロジェクト(H15.3～)(但馬地域)
- 山陰海岸ジオパーク(H20.12～)(但馬地域)
- 丹波の森構想(H1.3～)(丹波地域)
- あわじ環境未来島構想(H23.12～)(淡路地域)
- あわじ菜の花エコプロジェクト(H14～)(淡路地域)

現在の活動の状況

〈県で実施している環境学習・教育の状況〉

- 乳幼児期からシニア世代までのライフステージに応じた環境学習・教育を推進
 - 乳幼児期：はばタンの環境学習(H28：39園・所)
 - 学齢期：環境体験事業(H28：756校)
 - 成人期：ひょうごグリーンサポーター(H28：1,016人)
- 環境学習・教育を総合的に推進するため、必要となる基盤の整備と実施主体への支援を実施
 - エコツーリズムバス(H28利用台数：239台)
 - ひょうご環境体験館(H28利用者数：32,203人)
 - ひょうごエコフェスティバル(H28来場者数：約41,000人)

〈県内で活動する環境 NPO 等〉

- 環境保全・創造に取り組む NPO 法人は H24 年度末の 996 団体から H28 年度末で 1,098 団体に増加
- 生物多様性ネットワークに参画する NPO 法人等は H24 年度末の 82 団体から H28 年度末で 110 団体に増加

〈環境影響評価の状況〉

- 環境影響評価法及び環境影響評価に関する条例に基づき、事業のより早い段階から事業への環境配慮を促す「配慮書手続」を適切に実施

〈県内の環境関係機関・研究機関との連携〉

- (公財)ひょうご環境創造協会
地球温暖化対策から環境学習・教育への支援など幅広い環境問題に対し、県民、NGO・NPO、企業、行政とともに一元的・総合的な取組を実施
- 兵庫県環境研究センター
県民の安全・安心を確保するため、排出基準未設定化学物質の実態調査、PM2.5の成分分析、環境危機に対する科学的、技術的知見に基づいた解決策を提案
- 兵庫県森林動物研究センター
野生動物と人とのあつれきの課題解決のため、科学的な調査研究に基づき生息地管理、個体数管理、被害管理を行うことにより、野生動物の保護と管理を実施
- 兵庫県立人と自然の博物館
県民の人と自然への関心を高めるとともに、課題を解決し地域で行動できる担い手や地域研究員を養成するため、講義・実習・調査等を実施
- 国際研究機関等
 - 地球環境戦略研究機関(IGES)
 - アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN)
 - 国際エメックスセンター等

今後の環境施策の展開に向けた課題

〈ふるさと意識を育む環境学習・教育の実施〉

- ふるさとへの関心や愛着を持った次代の環境を担う人づくり
- 地域特性に応じた環境学習・教育の推進
- 乳幼児期からの発達段階に応じた自然体験活動等あらゆる主体による環境学習・教育の推進
- 家族がともに学ぶなど世代間で継続した環境学習・教育の推進

〈事業活動における環境配慮の推進〉

- 環境影響に関する情報の適切な公開

〈県民、地域団体、行政など各主体間の連携、協働取組の推進〉

- NPO・各種団体等との連携・交流による環境学習・教育の展開
- 担い手の育成

《具体的な取組の方向》

(1) 持続可能な社会の実現を目指す人づくり

- いのちのつながりを実感する学校等における環境学習・教育の推進
- ふるさとへの愛着を育む地域における環境学習・教育の推進

(2) 環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進

- 環境負荷の小さい製品やサービスに関する研究開発等への積極的な投資
- 企業の自主的な取組の推進、環境影響・環境負荷に関する情報の適切な公開

(3) 様々な主体との協働による取組の推進

- 各主体の環境保全活動への支援・コーディネート
- 様々な調査研究機関等との連携
- 関西広域連合における広域的取組や県内市町との連携の推進
- 国際協力の推進